

# 瑞穂町が保有する個人情報等管理規程

令和5年3月27日  
訓令第7号

瑞穂町個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規程（平成29年訓令第13号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条―第9条）
- 第3章 保有個人情報等の取扱い（第10条―第17条）
- 第4章 情報システムにおける安全の確保等（第18条）
- 第5章 保有個人情報等の提供及び事務の委託（第19条・第20条）
- 第6章 安全確保上の問題への対応（第21条―第23条）
- 第7章 監査及び点検の実施（第24条―第26条）
- 第8章 セキュリティポリシーとの関係（第27条）
- 第9章 補則（第28条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、瑞穂町（以下「町」という。）が保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）を適正に管理するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）及び瑞穂町情報セキュリティポリシー（平成16年訓令第2号。以下「セキュリティポリシー」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章 管理体制

### （総括責任者）

第3条 保有個人情報等の適正な取扱い及び安全管理を総括するため、総括責任者を置く。

2 総括責任者は、セキュリティポリシーに規定された最高情報セキュリティ責任者をもって充てる。

### （保護責任者）

第4条 所管部に係る保有個人情報等の適正な取扱い及び安全管理のため、保護責任者を置く。

2 保護責任者は、セキュリティポリシーに規定された情報セキュリティ責任者をもって充てる。

### （保護管理者）

第5条 所管課に係る保有個人情報等の適正な取扱い及び安全管理のため、保有個人情報等を取り扱う各課に、保護管理者を置く。

2 保護管理者は、セキュリティポリシーに規定された情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たるとともに、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者と連携して、その任に当たる。

4 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割並びに当該事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

### （保護担当者）

第6条 保護管理者を補佐し、各課における個人情報の管理に関する事務を行うため、保護担当者を置く。

2 保護担当者は、セキュリティポリシーに規定された情報システム担当者をもって充てた者又は保護責任者が指定した者とする。

### （監査責任者）

第7条 保有個人情報等の取扱いに関する監査を行うため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、セキュリティポリシーに規定された統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

(保有個人情報等の適切な管理のための会議)

第8条 総括責任者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を定期的に又は随時に開催するものとする。

(教育研修)

第9条 総括責任者は、職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、職員に対し、保有個人情報等の適正な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 保有個人情報等の取扱い

(職員の責務)

第10条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令、条例、規則、規程等の定め並びに総括責任者、保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(保有個人情報等の取扱いの制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて当該保有個人情報等を取り扱うことができる権限を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が事務の目的を達成するために必要な最小限度の範囲に限らなければならない。

2 保有個人情報等を取り扱うことができる職員以外の職員は、当該保有個人情報等を取り扱ってはならない。

3 職員は、第1項の規定により保有個人情報等を取り扱う場合であっても、事務の目的以外の目的で当該保有個人情報等を取り扱ってはならない。

(複製等の制限)

第12条 保護管理者は、前条第1項の規定により職員が事務の目

的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとし、職員は、保護管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第13条 職員は、保有個人情報等の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を行うときは、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、訂正等を行わなければならない。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報等の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人番号の利用の制限)

第17条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用することができる。

- 2 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。
- 3 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 4 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。
- 5 保護管理者は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(この項において「管理区域」という。)及び個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域(この項において「取扱区域」という。)を明確にし、次に掲げる物理的な安全管理措置を講じなければならない。
  - (1) 管理区域 入退室管理及び管理区域に持ち込む機器の制限を行うものとする。
  - (2) 取扱区域 間仕切りの設置、座席配置の工夫等により、他者から認識されないよう配慮するものとする。

#### 第4章 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムにおける安全の確保等)

第18条 情報システムにおける個人情報の取扱いに関する安全の確保等の事項については、この規程に定めるもののほか、セキュリティポリシーの定めるところによる。

#### 第5章 保有個人情報等の提供及び事務の委託

(保有個人情報等の提供)

第19条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供するときは、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、書面を取り交わさなければならない。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4

号の規定に基づき行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供するときは、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置の状況を確認してその結果を記録し、及び必要に応じた改善要求等の措置を講じなければならない。

- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講じなければならない。
- 4 職員は、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により認められているものを除き、特定個人情報を提供してはならない。

(委託先の監督)

第20条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う事務を委託する場合は、委託先においても町と同等に安全管理措置が図られるよう、委託先に対する適切な監督を行わなければならない。

- 2 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う事務の再委託について、委託先と同等の安全管理措置が図られるよう、再委託先に対する適切な監督を行わなければならない。

## 第6章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第21条 保有個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合は、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項に規定する事案の発生による被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総

括責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに総括責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 総括責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を直ちに町長に報告しなければならない。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

6 前各項の規定は、セキュリティポリシーの適用を受ける情報資産に係る事項については、適用しない。

(法に基づく報告及び通知)

第22条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の規定を並行して、速やかに所定の手続を行わなければならない。

(公表等)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の情報漏えい等の事案が発生した場合は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

## 第7章 監査及び点検の実施

(監査)

第24条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括責任者に報告する。

(点検)

第25条 監査責任者は、保護管理者に対し、各課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検の実施及び報告を求め、必要があると認めるときは、その結果を総括責任者に報告する。

(評価及び見直し)

第26条 総括責任者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直

し等の措置を講ずる。

#### 第 8 章 セキュリティポリシーとの関係

第 27 条 この規程に定めるもののほか、セキュリティポリシーの適用を受ける事項については、セキュリティポリシーの定めるところによる。

#### 第 9 章 補則

第 28 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。